

平成5年（行ウ）第4号 再処理事業指定処分取消請求事件

原告 大 下 由 宮 子 外 1 5 7 名

被告 原子力規制委員会

準 備 書 面（182）

司法審査の在り方 - 福島第一原発事故の教訓は踏まえられていないこと

青森地方裁判所民事部 御中

2021（令和3）年6月18日

原告ら訴訟代理人

弁護士 浅 石 紘 爾

弁護士 内 藤 隆

弁護士 海 渡 雄 一

弁護士 伊 東 良 徳
外 1 3 名

同訴訟復代理人

弁護士 中 野 宏 典

目 次

第 1	はじめに	- 4 -
1	本書面の目的	- 4 -
2	本書面の要約（サマリー）	- 4 -
第 2	福島第一原発事故以前の事故の教訓は踏まえられなかったこと	- 6 -
1	東海村 JCO 臨界事故とその教訓	- 6 -
2	JCO 臨界事故調査報告書の指摘	- 8 -
3	高木氏の懸念， JCO 臨界事故の教訓は活かされなかったこと	- 10 -
4	高木氏の指摘する本件再処理工場の技術的欠陥の根源	- 13 -
第 3	福島第一原発事故の教訓もまた活かされていないこと	- 14 -
1	黒川清・国会事故調査委員会委員長の寄稿	- 14 -
2	島崎邦彦・元原子力規制委員会委員長代理の発言	- 15 -
3	更田豊志・現原子力規制委員会委員長の発言	- 17 -
第 4	規制行政の欺瞞的言語・論理	- 19 -
1	欺瞞的言語・論理としての「東大話法」	- 20 -
2	原発の本質的な問題点	- 21 -
(1)	他の科学技術との質的な違い	- 21 -
(2)	不合理な言い換え問題を認識し，現実を直視すべきこと	- 22 -
3	「東大話法」の欺瞞性とそれを見抜くべきこと	- 27 -
(1)	「東大話法」の欺瞞性	- 27 -
(2)	「東大話法」のような欺瞞的な論理・言語を見抜くべきこと	- 29 -
4	原発に求められる安全の水準 - 社会としてのリスクの受忍可能性	- 30 -
5	愛媛県専門部会における原規庁職員の発言	- 31 -
第 5	保安院・原子力安全委員会の東大話法にまんまと騙された静岡地裁	- 35 -

1	耐震設計審査指針の見直し	- 35 -
2	2006（平成18）年3月24日志賀2号炉原告勝訴判決の内容	- 35 -
3	志賀2号判決の直後（2006年4月）に保安院による秘密指示がなされ ていたこと	- 37 -
4	2006（平成18）年9月に耐震設計審査指針の改訂がなされたこと ..	- 38 -
	(1) 新指針に基づく基準地震動 S_s	- 38 -
	(2) 基準地震動の定め方	- 39 -
	(3) 中部電力の想定した S_s は明らかな過小評価	- 40 -
5	指針改訂時の旧指針に基づく安全審査救済のための原子力安全委員会決 定	- 40 -
6	中部電力による耐震バックチェック報告書の提出	- 42 -
7	2007（平成19）年6月15日原審結審	- 42 -
8	2007（平成19）年7月16日新潟県中越沖地震の発生	- 42 -
	(1) 地震時の3000箇所に及ぶ共通原因故障の発生	- 42 -
	(2) なぜ、原告らは弁論再開申立を取り下げたか	- 43 -
9	事業者や規制側の繰り出す「東大話法」に欺かれた2007（平成1 9）年10月26日静岡地裁判決	- 44 -
	(1) 東海地震の強震動に浜岡原発は耐えられるか	- 44 -
	(2) 超東海地震の発生を基準地震動として想定すべきであった	- 45 -
	(3) 地震時の共通原因故障の否定—班目春樹・原子力安全委員長の証言 ..	- 46 -
	(4) 班目証言を追認した静岡地裁判決	- 49 -
	(5) 国の基準適合判断抜きに安全性を認めた静岡地裁判決の誤り	- 50 -
第6	結論	- 51 -

第1 はじめに

1 本書面の目的

2021（令和3）年3月12日をもって、福島第一原発事故から丸10年が経過したことになる。

震災直後、事故直後の衝撃を多くの国民は忘れていないが、原子力事業者や原子力行政、そして一部不当な判断を行う裁判官にとっては、10年前の衝撃は、なぜか遠い過去のものとなってしまっているのかもしれない。

2020（令和2）年7月29日、原子力規制委員会（以下「原規委」という。）は、本件再処理施設の事業変更許可申請に関する審査書を発出して変更許可処分を行った（以下「本件変更許可」という。）。本件変更許可に係る審理は、特に火山事象に関して、従来の基準に従えば火砕物密度流の発生可能性、到達可能性が否定できず立地不適とされるべきであったにもかかわらず、あろうことか、原規委が審査基準たる火山ガイドそのものを改正してしまい、本件再処理施設の立地が可能となるようにしたのである。行司役が勝手に土俵を作り換えて、審査のあるべき結論を覆したものであり、福島第一原発事故の教訓を活かしていないどころか、日本の原子力行政全体を見渡しても、最悪の審査の一つというほかない。他の原発はともかく、この指定変更許可処分だけは、日本が法治国家である以上、絶対に許してはならない。

本準備書面は、福島第一原発事故後10年を機に、改めて、新規制基準や原子力事業者のマインド、原子力行政が、福島第一原発事故の教訓を適切に踏まえていないこと、福島第一原発事故後も、相変わらず欺瞞的な言論に終始していることについて述べることを目的とする。

2 本書面の要約（サマリー）

- (1) 日本の原子力行政は、福島第一原発事故以前の事故についても、その教訓を全く活かさなかった。1999（平成11）年9月30日に発生した株式

会社ジェー・シー・オー（以下「JCO」という。）の東海村ウラン加工工場における臨界事故（以下「JCO臨界事故」という。）を踏まえ、当時も「絶対安全神話からの脱却」「安全文化・倫理の再構築」「欠如していた危機認識の醸成」といった教訓が指摘されていたが、これらは全く活かされず、福島第一原発事故に至った（以上、第2）。

- (2) 福島第一原発事故後も、JCO臨界事故の場合と同じような反省が述べられ、教訓を活かすべきだと指摘された。しかし、10年を経過した現在振り返ってみたとき、福島第一原発事故の教訓が活かされたとは言い難い。

国会事故調の委員長であった黒川清氏は、国会事故調が行った7つの提言はほとんど顧みられず、「規制の虜」問題も残ったままと述べ、「福島原発事故の教訓はガレキとなって取り残されている」と指摘する。また、原規委内部の人間からも、原子力事業者が、福島第一原発事故を経てもなお、「規制の最低線を探ってくる」「ごまかせるのであればそれでよい」「安全文化はない」「いかようにでも規制をくぐり抜けようとする」という態度であることを指摘している。

司法が規制側の繰り出す「東大話法」にむざむざと騙された典型的な事例が東海地震の想定震源の真上で運転する浜岡原発の運転差し止め請求を棄却した2007（平成19）年10月26日静岡地裁判決であった。

福島第一原発事故を経てもなお、原子力事業者はまったく反省せず、原子力行政もその教訓を活かしていないことは、本件変更許可処分の違法性を判断するに当たって、重要な前提事実とされるべきである（以上、第3）。

- (3) 原子力行政は、福島第一原発事故を経てもなお、欺瞞的な言語と論理を重ね、原子力施設の安全向上ではなく、訴訟でいかに裁判所をごまかすかということに心血を注いでいる。このような欺瞞的な言語・論理は、「東大話法」と呼ばれるものであり、「基本的な考え方」や新火山ガイドも、まさにこの欺瞞的な言語・論理によって構築されている。

特に、原規委が裁判対策用に作成した「新規制基準の考え方」において、原子力施設に求められる安全の水準を「社会がどの程度の危険までを容認するか」も含めて原規委の判断に委ねられているなどという一方で、例えば愛媛県の専門部会において、社会がどの程度のリスクまで容認するかといった事情は考慮していないと発言するなど、明らかな二枚舌が見られる。原規委は、社会としてどの程度のリスクまで受忍せざるを得ないかという点、すなわち安全の水準について判断する意思も能力も有していないと見ざるを得ない。

このような欺瞞的な言語・論理を改めない限り、いつまで経っても原子力施設の安全は向上せず、いつ次なる福島第一原発事故が発生してもおかしくない状況は改善されない（以上、第4）。

第2 福島第一原発事故以前の事故の教訓は踏まえられなかったこと

1 東海村JCO臨界事故とその教訓

JCO臨界事故によって、600人を超える作業員と地域住民が被ばくし、うち2名が死亡したが、これは、国際原子力事象評価尺度でレベル4の、日本においては福島第一原発事故に次ぐ深刻な原子力事故であった。

核化学者である高木仁三郎氏は、その著書である『原発事故はなぜくりかえすのか』（岩波新書、2000年。以下「高木（2000）」という。）において、この事故を例に挙げながら、事故を繰り返しても変わらぬ日本の原子力事業者や原子力行政の本質的問題点を指摘している。

高木氏は、まず、冒頭で、「事故以外にも、背景として現在の原子力行政に対する大きな国民的な不信や不安、懸念を増大させるような要因が多く起こって、顕在化してきていたのです。さらに、原子力産業の退潮化、衰退ということが重なり、それともなってデータの改ざんなどもありました。そうしたことが重なって、この間、原子力をめぐる状況について、これまでには見られなかつ

たような広い国民的な議論がありました。しかし、それから一年ばかり経ってみると、忘れっぽい日本人はまた、既にそういう問題は忘れようとしてしまっているかに思えます。この状況が私には非常に怖い。提起された問題は、戦後の日本の原子力のあり方の総体を、根本から問い直すような問題ではなかったのか。一年やそこらで忘れてもよいこととは思えないのです。」と述べている（甲A527・2～3頁）。

高木仁三郎氏は、本件訴訟の関連訴訟である「六ヶ所ウラン濃縮工場の核燃料物質加工事業許可処分無効確認・取り消し請求訴訟」の第45回口頭弁論に出廷し、ウラン濃縮工場だけでなく、本件再処理施設の危険についても、言及する証言を行った。この証言は、『証言 核燃料サイクル施設の未来は』として単行本化され、本件訴訟にも証拠として提出されている（甲A487）。

この証言は、同書の序文に次のように述べられているように、末期がんで余命が数か月と宣告されていた高木氏の「命を縮めることになってもよいから」（同書iiページ）との希望に応え、裁判所と被告国も協力し、一期日で主尋問と反対尋問が実施され、また、事件の異なる再処理施設の危険についても尋問事項とすることを認め、被告国も再処理に関する事項についても、反対尋問を実施している。

前掲書とこの証言の中でも述べられていた、この高木氏の不安・恐怖は現実のものとなり、日本人はJCO臨界事故の教訓を忘れ、原子力事業者は、原子力行政は、そして原発を差し止める機会がありながらこれを見過ごしてきた司法は、その挙句に、福島第一原発事故を惹き起こしてしまった。特に、司法・最高裁は、看過し難い過誤、欠落がある場合に限って設置許可処分が違法となるという枠組みを採用し、名古屋高裁金沢支部の無効確認判決（2003（平成15）年1月27日）を受けたもんじゅや、基準地震動を大きく超える中越沖地震に見舞われた柏崎刈羽原発の安全審査には客観的には看過し難い過誤、欠落があったのに、原子力行政や原子力事業者の主張を鵜呑みにして、その過

誤、欠落を看過するという、皮肉とも卑屈とも思えるような判断（もんじゅについて最高裁2005（平成17）年5月30日、柏崎原発について最高裁2009（平成21）年4月23日）を繰り返した結果、司法機関全体の萎縮をもたらし、福島第一原発事故を招来させたのである。

同事故から10年が経過し、我々は、改めて、福島第一原発事故の教訓が本当に活かされたといえるのか、冷静に検証してみる必要があるが、その前提として、JCO臨界事故の教訓が活かされたのかに目を向けることとする。

2 JCO臨界事故調査報告書の指摘

原子力安全委員会に設置されたJCO臨界事故の調査委員会は、事故の約3か月後の1999（平成11）年12月24日、事故調査報告書をまとめた。その概要によれば、例えば、次のような文章がみられる（囲み内の頁数はすべて甲A528のもの）。

「原子力安全委員会は、原子炉と核燃料サイクルを全体的に俯瞰しつつ変動する時代や社会の要請に応じて、規制行政庁とは独立した立場から安全行政を監視し指導することが求められて（いる）」（4頁）

「原子力の『安全神話』や観念的な『絶対安全』から『リスクを基準とする安全の評価』への意識の転回を求められている。リスク評価の思考は欧米諸国において既に定着しつつあるが、我が国においても、そのことに関する理解の促進が望まれる」（5頁）

「規制する側とされる側との間に健全な緊張関係があってはじめて自己責任の安全原則が効力を発揮する」（5頁）

「事故の影響が大きくなる可能性がある原子力産業においては、安全性の確保が最重視されるべきで、効率化と安全性の両立が強く要請される。…JCOは、特殊・少量であって市場取引が前提とされない『非市場性財』の生産において、コストの回収、利益確保のため、効率性を重視させたと思われる。…安

全確保に万全を期すためには、関係する組織・体制の整備と企業風土としての安全文化の醸成が必要である。」（7頁）

「安全確保に関する責任は第一義的には事業者にあ（る）」（7頁）

「原子力事業者が高い倫理を保持し、社会的責任を果たしていくため、原子力産業全体としての倫理向上が重要であ（る）」（7頁）

「原子力に携わる者は『安全最優先』が最重要の原則であることを再確認する必要がある」（7頁）

「我が国においては、今回の臨界事故を契機として『安全文化』という安全確保を支える根本理念を浸透・定着させることが一層強く求められており、こうした理念のもとに『安全社会システム』の構築を目指さなければならない。」（7頁）

「自分や他者がかかわる目的の事情の意味を正しく理解し、その行動の結果を予測し、背後の潜在的危険性を認識することである。危機認識が的確でなければ的確な事前・事後の安全確保対応や安全確保支援はあり得^{ママ}えず、危機認識は安全問題の原点となるものである」（8頁）

「今回の事故の底流には、臨界事象に対する危機認識の欠如・風化があった。的確な危機認識は、安全問題の原点となるものであり、原子力に携わる全ての組織と個人とが、その役割に応じて継続的に保持することが重要である。また、その社会への定着のためには、『安全神話』や『絶対安全』から『リスクを基準とする安全の評価』へ意識を転回していく必要がある」（8頁）

「今回の事故を契機に、安全文化の定着・浸透に努めることが一層強く求められており、こうした理念の下『安全社会システム』の構築を目指さなければならない」（9頁）

「予知できない点が存在したのに、それを発見できなかったのは、この区分

1の明瞭でないことも大きな原因の一つであると考えられる。発見できなかったことのもう一つの原因は、開発から成熟へと常に変化する原子力技術の全てを十分に把握していないという、対象についての知識の不完全さにある」（10頁）

いずれの記載も、なんと既視感に満ちていることか。福島第一原発事故後、様々なメディアや公式の報告書において、これまで原発安全神話が蔓延していたこと、重大な事故は起こらないという絶対安全の考えが思考停止を生んでいたこと、それが同事故によって崩壊したこと、絶対安全が要求できないことが明らかになったこと、これらを踏まえて、事故が起こるかもしれないという態度で安全を見直すべきことなどが指摘された。まるで福島第一原発事故に至って、初めて安全神話の問題点に気づき、事故の教訓を活かしてこれら悪弊が抜本的に改善されたかのような印象を受けるが、そうではなかったのだ。JCO臨界事故後の調査によって、安全神話や絶対安全からの脱却であるとか、安全文化を再構築するとかいったことは既に指摘されていたにもかかわらず、原子力事業者も原子力行政も、これを無視した結果として福島第一原発事故を惹き起こし、15万人を超える人々の生活を奪ったのである（10年を経過した現時点でもなお6万人を超える避難者が存在するとされる。甲A529）。その現実の重さを踏まえ、福島第一原発事故の教訓が活かされたとか、抜本的に見直されたなどと軽々しく判断することは断じて許されない。

3 高木氏の懸念、JCO臨界事故の教訓は活かされなかったこと

高木（2000）を読めば、福島第一原発事故は、これまで何度も繰り返されてきた原発事故の一つにすぎず、原子力事業者は、見せかけだけの反省の態度を

¹ 原子力安全委員会、規制行政庁、事業者及び一般社会の四者の権限と責任の区分を指している。

とっている可能性が高いということが分かる。

現在、安全文化が叫ばれているという状況を見てみましょう。ウラン加工工場臨界事故調査委員会が1999年12月24日にまとめた報告書は、これまでの政府の諸報告書などとはひととき異なるトーンで注目を浴びました。「いわゆる原子力の『安全神話』や観念的な『絶対安全』などという標語は捨てられなければならない」と強い調子で言うのです。そして、絶対安全などということはないことを前提に、安全というものを根底から立て直すべく原子力の安全文化というものを再構築する、そういうところから出直さなくてはいけないというのです。これは今まで「絶対安全」を拠り所としてきた原子力行政の言い方から見れば、かなり違ったトーンを持っていると思います。

今までいろいろな原子力事故が起こるたびに、個々のマニュアルの欠陥や安全規制の不十分さ、チェックの物足りなさ、情報公開の不十分さなどが指摘され、担当官の情報伝達のミスであるとか、管理のミスなどが問題にされて、場合によっては刑事告発まで行われたように、個別的な対応を強化することばかりが行われてきました。それによって事態が解決すると考えられてきたわけです。

それに対して安全文化の再構築ということが言われなければならなくなったということは、今までのやり方ではだめで、何かしら根本的なものの考え方、モラルにまでかかわるような構成要因、そういうところまで踏みこんで全面的な見直しが必要なのだということを意味するのでしょう。…(略)…それが本当に、うすっぺらな言葉の上だけのものではないならば結構なことですが、私にはどうも額面通りには受け取れないものがあります。それは、ひとつには原子力文化ということに関係しています。

(甲A527・14～15頁)

高木氏は、前記の『証言』に採録されている、証人尋問の翌日2000(平

成12)年4月28日に青森で実施された講演の中で、JCO事故に関して次のような思いを語っている。

JCO事故があった時に、最初は「なんてひどい事故だ。あいつらはなんてひどいことをやっているんだ」と思ったんですが、しばらく考えていくと、「これは人を責めるだけの話ではすまないな。すぐに自分に跳ね返ってくる問題だな」と思ったんです。つまり、われわれは原子力の事故があるたびに批判をして、ここはこうでなくてはだめだとか、こんなことをやっていたらだめだとやってきたわけですが、そういう批判が、ちゃんと届いていなかった。同じようなことが行なわれて、同じような事故が起こっている。

元をただせば、私自身も原子力産業の中にいたわけで、ああいう事故がうまれる体質をもった産業の中に生きた人間として見ると、いまの自分が反原発であるかどうか、反核燃であるかどうかにかかわらず、あのような犠牲者をつくり出す現場をつくり出している。単に、会社が悪いということだけではなく、行政機関の責任も非常に大きいのですが、行政の原子力政策を許してしまっている自分たちの弱さや運動の弱さもあるでしょうし、自分たちの知的な作業の足りなかったこともあるかもしれない。そういうところまで及んで徹底的に反省しないと、駄目なんではないか。したがって、いまの安全体制なり、原子力産業なりの根本をもう一回見直す作業——どこに本当に問題点があるのか見直す作業をきちっとやって、自分の命のある限り、発言し続けるのは自分の役割ではないか、と思い直したところですよ。

(甲A487・196～197頁)

高木氏は、この証言の約5か月後、同年10月8日に死去された。その後の事態を見れば明らかなように、高木氏が恐れたように、結局、JCO臨界事故の教訓、安全神話や絶対安全という標語に寄りかかってはならない、安全文化を再構築しなければならないという教訓は全く活かされることなく、福島第一

原発事故に至った。同事故後も、また「安全神話に寄りかかってきたことが原因だ」とか「絶対安全の標語は捨てなければならない」という指摘がされたが、高木氏が生きていたら、「同じことの繰り返しで、またうすっぺらな言葉の上だけのものにならないければよい」と言われたのではないだろうか。そして、第3で詳述するように、誠に残念ながら、福島第一原発事故後も、日本の原子力行政、原子力事業者は、相変わらず「うすっぺらの言葉の上だけの」欺瞞を繰り返している。

4 高木氏の指摘する本件再処理工場の技術的欠陥の根源

前記した講演の中で、高木氏は本件再処理工場の核となる技術について、根源的な技術上の欠陥を次のように説明している。

「今度六ヶ所に作るのは基本的にUP-3というフランスの技術です。再処理工場も動燃がやっていますが、東海再処理工場は動燃の技術で六ヶ所再処理工場をやるはずだったんですが、やらなくなった。動燃は何を残したか。日本で何も残してないんですよ。」（甲A487・213頁）

「核燃料サイクル関係の技術では、日本独自でやろうとしますし、やらざるを得ないですね。というのは、核燃料サイクルの技術は、一般的にいえばプルトニウムを取り出す技術、つまり原子爆弾をつくった爆弾づくりの技術なので、原子炉以上に軍事技術と関係してくるからです。そうすると、簡単に海外から移転できない技術ですから、独自でやるしかないんですね。爆弾をつくる意図がなくても、ノウハウを他の国に譲れない。だからこそ、六ヶ所の核燃施設はよけいに怖いですよ。日本独自の技術をベースにして、竹に木を繫いだようにフランスの技術をもってくる。しかも移転できない技術的ノウハウがたくさんある世界ですから、丸呑みしちゃならない。したがって、原子炉技術という以上に、私の専門分野ですから怖さが見えてしまうわけですね。」（甲A487・213～214頁）

すなわち、この再処理工場の技術は、一から日本原燃が開発したものではない。日本の独自開発が頓挫し、基本はフランスから導入した。しかし、技術の核が軍事技術であり、フランス側から供与されなかったり、説明されていないものもあるのではないかと、しかし、日本側の技術者にはそのような問題の所在さえわかっていない可能性があるというのである。

福島第一原発事故の原因の一つとして、アメリカで9.11テロの直後にアメリカの原発には航空機テロを想定して導入されていたテロ対策（B.5.b）が、日本側にも口頭で（国家機密に属するため文書での伝達はできなかった）伝えられていたにもかかわらず、日本側では、その重要性が理解できず、何の対策も取られなかったことが挙げられている。本件再処理工場についても、すでに、このような問題点が発生している可能性が高いのである。

現在、本件再処理工場の設計及び工事方法の認可と使用前検査の手続で浮上している、機器へのアクセス困難、機器について、改造が不能であり、耐震性の改善ができないことなどは、まさにここに指摘されていた本件施設の根源的な問題点が噴出している一局面ではないかと思われるのである。

第3 福島第一原発事故の教訓もまた活かされていないこと

1 黒川清・国会事故調査委員会委員長の寄稿

日本の原子力安全文化が、福島第一原発事故後も変わっていないことを示すものとして、原発事故から10年の節目に寄稿された、元国会事故調査委員会委員長の黒川清・政策研究大学院大学名誉教授の言を引用する（甲A530）。

黒川氏は、まず、自身が委員長を務めた国会事故調の報告書において、同事故が、安全神話というよりも、「安全願望」が引き起こした人災であること、行

政庁が「規制の虜²」となっていたことを打破しない限り、原発再開はあり得ないというメッセージを込めたことを明らかにしている（1～2頁）。

しかし、地震大国日本では、責任をもって原発の安全を検証しなければならないはずなのに、羊頭狗肉の「世界で最も厳しい安全基準」を作り出すばかりで、報告書の7項目の提言はほとんど顧みられず、「規制の虜」問題も残ったままという。「原子カムラ」は生き続けている。旧式のシステムでは機能しないことが露呈したのだから、清算して根本から新たな仕組みに作り替えるべきだったのに、表面だけメッキを施して、古びた中身はいまだ変わっていない(2頁)。

黒川氏は、「日本はいまだに福島原発事故の教訓をしっかりとくみ取らず、その教訓はガレキとなって取り残されているように見える」とも述べている（3頁）。

国会事故調報告は、福島第一原発事故の教訓を法制度や運用に反映するための要のはずであり、2012（平成24）年原子力関連法令等改正の重要な立法事実である。そこでの提言を、調査委員会の委員長自らが、自分たちの行った提言は全然受け入れられていない、大人に期待してもダメだからこれからの子どもたちに期待しよう、といわざるを得ない状況というのは、あまりにも異常である。裁判所が毅然とした態度を示さなければ、この異常な状況は変わらない。

2 島崎邦彦・元原子力規制委員会委員長代理の発言

また、2012（平成24）年から2014（平成26）年まで、原規委の委員であった島崎邦彦氏は、インタビューにおいて、福島第一原発事故後も変わらぬ原子力事業者の態度、安全に対する意識の希薄さや危機認識の甘さについて指摘している。

² 正確には、「規制の虜」ではなく、規制すべき行政が、「推進側の虜」になっていたというべきであろう。

島崎氏は、2018（平成30）年8月23日に配信されたインタビュー記事において、次のように述べている。

「電力会社に対する信頼を失いました。全てとは言わないけれども、いくつかの電力会社は特に。真う当な学者からすると、`ビックリ`することを電力会社はやってくる。提出資料のやり直しを指示しても、同じものを何度も持ってきたこともありました」

「（電力会社などから「厳しすぎ」という批判を受けていたことに対して）ぜんぜん厳しくない。地震学者として普通にやっていただけです。彼ら`（電力会社）`は最低線を探ってくるんです」

「ごまかせるのであれば、`それでいい`という感覚ではないでしょうか。安全文化が大事などと言葉では言いますが、そんなものはない。それが私の印象です」

（甲A531・9～10頁）

ここでいう「最低線」という言葉には、インタビュアーの補足がついている。「最低線とは、安全対策などに投じる費用を極小化する目的を優先させ、いかに低コストで稼働させるか、そのギリギリのラインを探る、という意味だ」というのである。

要するに、原子力事業者は、「原発を稼働する」という立場を優先させ、安全対策にはできるだけお金をかけず、最低線で済ませて、あとはごまかせばそれでいい、という姿勢で原発を運転しているのである。事故が起これば損害賠償義務は発生するが、事業者の損害賠償義務を有限責任にしようという議論までされている。こんな事業がほかにあるだろうか。

このほか、島崎氏は、福島第一原発事故以前に、中央防災会議において、本来想定しなければならない地震を想定しなくてよいこととされた経緯についても触れている。

島崎氏は、当初、いわゆる「長期評価」を前提として、三陸沖から房総沖のどこでも大きな地震が来る可能性があること、1896（明治29）年に明治三陸地震があったことを踏まえて、「地震学の常識からすれば、次に起こる地震の震源域は、その南側、まだ地震が起きていないエリア」だという。「400年間も大きな地震が起きていない福島沖は『本来起きるはずのものが起きていない』わけで、『そろそろ起きてもおかしくない』という意味」である。しかし、中央防災会議では、「『科学的に考えたら南が気になるけど気にしなくていい』という結論に達した」とし、「むちゃくちゃ」だというのである（以上、甲A531・5頁）。

同じことが、十和田カルデラでもいえる。過去に現に巨大な噴火が発生し、設計対応不可能な火砕物密度流が敷地周辺に到達していることが明らかなのに、訴外原燃は、巨大噴火が起こらない可能性を羅列するばかりで、都合のよい、「むちゃくちゃな」理屈を作り出して、現に発生した過去最大の噴火すら考慮しなくてよいことにしようとしている。

しかも、従来の審査基準では立地不適となってしまうことが分かると、あろうことか、規制すべき行政庁が、基準（火山ガイド）を変更して、立地不適とならないようにさせたというのだから、あきれほかない。被告も訴外原燃も、巨大な噴火のリスクを指摘する声には全く耳を貸そうせず、黙殺しようとしている。

福島第一原発事故のような深刻な事故を二度と起こさないという趣旨で改正された2012（平成24）年原子力関連法令等の下で、上記のような態度は絶対に許されない。

3 更田豊志・現原子力規制委員会委員長の発言

さらに、2020（令和2）年に毎日新聞がスクープした、いわゆる「秘密会議問題」で、更田豊志・原規委委員長は、自身が原発推進側に長く身を置き

た経験を踏まえ、事業者の行動原理について言及している（甲D331）。

秘密会議問題とは、訴外関西電力が所有する若狭湾の原発群に大きな影響を与える鳥取県大山の噴火規模の見直しに関連して、2018（平成30）年12月6日、本来公開で行われるべき原規委の意思決定が、更田委員長と石渡明委員、原規庁職員の間で事実上行われていたという問題である。

このこと自体が原規委の公平性・透明性を疑わせる重大な問題であるが、更田委員長は、この秘密会議の中で、驚くべき発言をしている。

更田委員長は、訴外関電に発出する文書において、噴火規模の見直しを踏まえて改めて行われる層厚の想定に関し、既になされている「原子炉設置変更許可申請書と同様な方法による」評価を行うとしていた点を問題視し、「同一の方法」と書き換えるべきことを指示した。その際、次のような発言をしている。

次に聞こうと思ったのがさ、2ポツのさ、「同様な」っていうのは何？「既許可のと同じ方法でやれ」（と書くべき）じゃない？

「新手法がございまして」と、オレだったら、オレ関電の経営（陣）だったら、「お前らちょっと新手法考えてこい」って。「まったく違うのでなくて新手法を考えてこい」って、オレだったら指示飛ばすなこれ。

「同様な」というのはあれだから、「同一の」とかでないと、アイデンティカル（Identical）じゃないと。

いやいやアカン。申請者マインドっていうのを甘くみたらアカンで？おいらそっちの方が時間としては長いから、もう、そんなもの、いかようにでもくぐり抜けるからな。

（甲D331・12分56秒から14分03秒まで）

事業者側（高木の話に出てきた動燃である。もんじゅと東海再処理工場の設置者であった。）の立場に長く身を置いていた、と自ら認める更田委員長の発言は、「規制行政庁とは独立した立場から安全行政を監視し指導することが求め

られて (いる)」とされた JCO 臨界事故の教訓が、福島第一原発事故を経てもなお汲み取られていないことを示している。

また、そのような、事業者の認識・心理に詳しい更田委員長が、自身の経験を基に、申請者（原子力事業者）が、ほんのわずかな言葉尻を捉えて、いかようにでも規制をくぐり抜けようとする（安全を高めるのではなく、ごまかして稼働に結びつけようとする）マインドを持っていることを認めているというのも驚きを禁じ得ない。

このように、福島第一原発事故によって、日本の原子力規制は、見かけ上確かに変わったが、肝心の原子力文化の本質は変わっていない。同じことは、何度も繰り返されてきたことなのである。刑事事件に例えるならば、何度も累犯を重ねた被告人が、ろくな根拠も示さずに「今度こそ更生します、抜本的に考え方を改めます」と言っているようなものである。厳しい刑事裁判官は、そんな口先だけの反省を認めて、情状酌量などしないレベルの言動だ。安易にこのような発言を鵜呑みにするのではなく、その発言が真に実態を伴うものであるのか、相当慎重に見極める必要があるのは当然であろう。

第4 規制行政の欺瞞的言語・論理

最後に、原発に求められる安全の水準に関し、原規委が裁判所を欺くための欺瞞的な言動に終始していることについて、簡単に触れておく。

被告は、規制の場面においても、裁判の場においても、一貫して欺瞞的な言語・論理を用い、安全を高めるのではなく、できるだけ原子力施設の稼働を進めながら、裁判に負けないようにすることに注力している。原子力施設の安全を高め、万が一にも深刻な事故が起こらないようにするために「最大かつ最善の努力」を尽くすことが原規委の目的であるにもかかわらず（原規委設置法1条）、これを怠っている。

その歴史的な経過や総論的な問題点は、第2, 第3で述べたとおりであるが、

ここでは、もう少し具体的に、原子力行政や原子力事業者が、どのような欺瞞的な言語・論理を用いているのか、説明する。

1 欺瞞的な言語・論理としての「東大話法」

被告を含む原子力行政や原子力事業者が用いる欺瞞的な言語・論理を分かりやすく説明したものとして、安富歩・東京大学東洋文化研究所教授が著した『原発危機と「東大話法」 - 傍観者の論理・欺瞞の言語』（明石書店、2012年。以下「安富（2012）」という。）に沿って主張する（甲A532）。

安富歩・東京大学東洋文化研究所教授は、経済学者ではあるが、複雑系科学なども研究分野とする研究者であり、東京大学の教授として、福島第一原発事故後の2012（平成24）年に本書籍を執筆している。

安富氏は、「はじめに」において、本書を執筆した動機を述べている。もともと安富氏は、チェルノブイリ原発事故を調べる中で、それが、我が国がバブル経済に突入していく過程と酷似していること、あるいは満州事変以降の社会状況とも構造的に近いということに研究者として問題意識を感じていた（甲A532・4頁）。その問題意識は、福島第一原発事故後、いっそう強くなり、「現代日本人と原発との関係は、戦前の日本人と戦争との関係に非常によく似ている」「日本社会が暴走する際に、独特の言葉の空転が起きるように感じる」という（甲A532・6頁）。

この「言葉の空転」こそが「東大話法」であり、安富氏は、「原子力発電所という恐るべきシステムは、この話法によって出現し、この話法によって暴走し、この話法によって爆発した」と断ずる（甲A532・16頁）。

今、被告は、福島第一原発事故後も相変わらずこの話法を駆使して、裁判所の目を曇らせようとしている。この話法に屈した行きつく先は、次の福島第一原発事故である。裁判所は、被告の欺瞞的な論理・言語に惑わされてはならない。

2 原発の本質的な問題点

(1) 他の科学技術との質的な違い

安富（2012）の第1章は、「事実からの逃走」と題して、我が国における原発政策の経緯と問題点がまとめられている。

安富氏は、原発を魔法のヤカンにたとえ、その問題の本質を分かりやすく説明する（甲A532・27～31頁）。普通のヤカン（例えば火力発電所）は、運転を止めれば、化学反応も止まり、「火力発電所が爆発したら、もちろん大変なことになるりますが、放っておいても、燃料が燃え尽きてしまえば、いつかは止まる」（甲A532・28頁）。しかし、魔法のヤカン（原発）は、いったん暴走し始めると止まらないし、止めようと思って近づくと大量の放射線を浴びることになるから近づけない。それゆえ、「被害の『最大限』が見込めない」ところに、原発の、他の科学技術とは質的に異なる問題があるという（甲A532・28頁）。

また、放射性廃棄物との関係で、次のような指摘がされている。

化石燃料は所詮、昔の生き物が集めて作った物質の塊ですから、そこから出るゴミは、まだ生態系によって利用可能なものもあります。たとえば、化石燃料を燃やして出てくる二酸化炭素は、光合成にとって不可欠なものであり、それが増えても、光合成が増えれば、何の問題もありません。

ところが原子力はそうではありません。原子力が生み出す放射性廃棄物は、生態系にとって何らの利用価値もないからです。それは単に生命を破壊します。地球ができた頃にはこういう物質がたくさんあったのですが、ほとんどは崩壊していきました。たとえば半減期が長いことで有名なプルトニウムでさえ、2万4000年ですから、地球の歴史から見れば、あっという間に崩壊してなくなったからです。

それゆえ、生命は放射性同位体を、放射性のない同位体と区別することがで

きず、体内に取り込んでしまいます。これを取り込むと、放射線を至近距離で浴びることになるのです。たとえばセシウム137が体のどこかの細胞に取り込まれると、その細胞は内部から被曝します。これが内部被曝です。

このような危険な物質が循環することは、生態系を内部から破壊することになります。これが放射性物質の本質的な危険性です。

(甲A532・249～250頁)

これらの原子力科学技術の特異性は、東海第二原発に関する2021（令和3）年3月18日水戸地決でも重視された点であり、これまでの原発訴訟は、このような原子力科学技術の特異性、他の科学技術の利用とは根本的に異なる危険を正しく理解したか否かで結論が大きく左右されているといってもいい。

(2) 不合理な言い換え問題を認識し、現実を直視すべきこと

ア 安富氏は、福島第一原発事故後、例えば、「爆発があった」と言わずに「爆発的事象があった」と言ったり、格納容器が破損していたにもかかわらず、「格納容器の健全性は保たれている」と言ったりと、政府や政府よりの学者が欺瞞的な言語を用いていたことを指摘する（甲A532・32頁）。そして、これは、原発を推進する人々に共通する特徴だとして、その不当な言い換えの例を列挙する。

原子力という分野は、すべての言葉を言い換えることで成り立っています。

- ・彼らは、「危険」を「安全」と言い換えます。
- ・彼らは、「不安」を「安心」と言い換えます。
- ・彼らは、「隠蔽」を「保安」と言い換えます。
- ・彼らは、「事故」を「事象」と言い換えます。
- ・彼らは、「長期的には悪影響がある」を「ただちに影響はない」と言い換

えます。

・彼らは、「無責任」を「責任」と言い換えます。

こういう無数の言い換えが、この業界を成り立たせる基礎だったのであり、あの恐ろしい事故を経てさえ、今もそれが続いています。

(甲A532・33～34頁)

安富氏は、このような言い換えについて、国民を騙しているのはもちろん、自分自身を騙している、と指摘する。そうすると、自分のやっていることが正しいのか間違っているのかさえ分からなくなり、「まわりの人がみんな、正しい、と言っているようだから、正しいのだろう」というような極めて無責任な判断停止が蔓延する、というのである(甲A532・35頁)。

イ 安富氏は、『論語』の研究者としても知られているが、『論語』にもこの言い換え問題の深刻さが指摘され、「名を正す」ことが重要であると述べられている。孔子が言い換え問題の深刻さを指摘したとおり、戦前の日本は、言い換え、言葉の歪みによって戦争の泥沼に入り込んでいったのである(甲A532・35～38頁)。

裁判所においても、「行政が正しいと言っているのだから、正しいのだろう」という思考停止に陥ることなく、主体的に判断することこそが国民の負託と信頼にこたえることにつながる。

ウ また、安富氏は、原子力のように、大金の流れ込む分野に身を置いている人々は、自分たちが置いている恣意的な前提を否定するような言葉を決して受け入れず、お金と権力を使って、そのような矛盾を指摘する言説を封じ込め、自分たちの矛盾した前提を守ろうとする、という(甲A532・47頁)。

これは、構造的な問題であり、原発を推進する側に、そのような振る舞

いをやめさせることはできない。だからこそ、重要なのは、原発の危険を指摘する意見も含めた様々な意見をもつ者が十分に対話することであり、対話を踏まえて、リスクを負わされる当事者が、リスクを受け入れるかどうかを選択するということ、つまり、原発の稼働に当たって、立地自治体だけでなく、影響が及び得るすべての地域の市民が手続参加する仕組みのほうである。しかし、現在の日本には、残念ながら、福島第一原発事故を経た後もそのような仕組みが存在しない。そうすると、この問題を、侵害行為の危険性と被侵害利益の重大性など法的利益に配慮しつつ判断できるのは、裁判所以外にない。裁判所が司法判断に消極的である限り、どんなに大事故を繰り返しても、原発を推進する側は決して変わることはない。裁判所が、上記のような民主的統制の仕組みが存在しないことを前提に、積極的に判断することでしか、この問題を解決することはできないのである。

エ 安富（2012）の47頁から73頁には、これまで、名を正す努力を続けてきた学者が紹介され、これに対して原発を推進する側が、どのようにしてこれに抵抗してきたかが詳細に記されている。すべてを本書面上で書き写すことはしないが、これらの事実も、原発の安全を判断するうえで、また、事業者が、いかに欺瞞的な言語を弄してきたかを知るうえで重要な点であるので、証拠調べとして一読されたいが、特に重要な部分を2つだけ指摘する。

安富氏は、理論物理学者である武谷三男氏が、放射能の許容量について、「許容量とは、安全を保証する自然科学的な概念ではなく、有意義さと有害さを比較して決まる社会科学的な概念であって、むしろ『がまん量』とも呼ぶべきものである」と指摘したことを紹介する（甲A532・50頁）。

この指摘から我々司法関係者が想起すべきなのは、これまで裁判所が用

いてきた、「(リスクを) 社会通念上容認できる」という表現と、比較衡量論、受忍限度論との関係である。

裁判所は、原発に絶対的安全を要求することはできず、原発の安全とは、その内在するリスクを社会通念上無視できる（あるいは容認できる）程度に小さく保つことである、としてきた。しかし、他方で、原発は生命や身体の安全という、人格権の中でも特に重要な権利・利益を侵害する危険を有するものであって、受忍限度という考え方は採用できないとされてきた。生命や身体的安全という人格権の根幹部分について、受忍限度を観念すべきではないというのは理念として正しい。しかし、絶対的安全を要求することができないという以上、実際には、周辺住民は受忍を強いられているのである。リスクを「許容」しているというより、「がまん」せざるを得ないのである。その意味では、武谷氏が指摘するように、実際には原発の稼働により得られる利益と失われる利益とを比較衡量して、がまんの線引きを行わざるを得ない。「許容」という言葉を用いた途端、あたかもリスクが無視できるような印象を受けるが、そうではなく、本来は受忍の対象とすべきではない生命や身体的安全等について、現実には、一部の周辺住民に一定の受忍を強いているのだということを忘れてはならない。名を正し、その現実を直視してこそ、初めて原発の持つ異質な危険を前提とした妥当な司法判断ができるようになる。

オ もう1つ、前述の高木（2000）において示された、原子力関係者の思考停止状態に関する分析が重要である。安富氏は、この書籍の次のような章立てを見るだけで、福島第一原発事故によって漸く誰の目にも明らかになったことを、事故以前から、高木氏が明示していたことが分かる、と指摘する。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 議論なし、批判なし、思想なし2 押し付けられた運命共同体 |
|---|

- 3 放射能を知らない原子力屋さん
- 4 個人の中に見る「公」のなさ
- 5 自己検証のなさ
- 6 隠蔽から改ざんへ
- 7 技術者像の変貌
- 8 技術の向かうべきところ

(甲A532・53～54頁)

安富氏は、高木氏の分析（「自分があるようできて実はないのですから、事故があったときに本当に自分の責任を自覚することになかなかない」という言葉）に対し、「福島原発事故の後に読むと、背筋に冷たいものが走ります」と述べる（甲A532・55頁）。

そして、「責任」という言葉についての考察を展開する。すなわち、人間が自分の行為に責任をもつという場合、「私は、私の自身の決意に基いて、これこれのことをする」という思いがあれば、人は、そこから生じた結果から目を背けず、引き受けることが可能になる。これが、「責任をとる」ということである。これに対し、「言われたからやりました」「立場上、そうせざるを得なかったのです」「周りがそうしているので、そうしました」という場合、そこから生じた結果についても目を背けることになる。これは、原発差止訴訟における裁判所の姿勢に対してもいえることである。傍観者の論理ではなく、自身が原告らと同じ状況に身を置いたとして（本件原発の近傍に居住したとして）、そのリスクを本当にがまんできるといえるのかという視点に立って司法判断を行うことを強く求める。そのようにして、初めて、自身の判断に「責任をとれる」ことになる。福島第一原発事故以前に、原発の差止めを認めなかった裁判官が、同事故の後、口をそろえて「もっと踏み込んだ判断をすべきだった」という反省の弁を述べているこ

と（磯村健太郎，山口栄二著『原発に挑んだ裁判官』（朝日文庫，2019年）などを参照されたい。）を忘れてはならない。

3 「東大話法」の欺瞞性とそれを見抜くべきこと

(1) 「東大話法」の欺瞞性

ア 安富（2012）は，第3章において，「東大話法」について詳述している。

「東大話法」とは，東大関係者が多く使用するという独特の話法のことであり，自身も研究者として東京大学に身を置く中で感じたものだという（甲A532・115～116頁）。もちろん，このような話法は東大関係者に限ったものではないため，「東大話法」というのは語弊があるかもしれないが，安富氏の用語法に従って，ここでも「東大話法」と呼ぶ。

安富氏は，117頁から190頁にかけて，原子力関係の文献や発言等多くの事例を交えながら，東大話法の規則を20個挙げている（図表1）。

東大話法規則一覧	
<p>規則 11 相手の知識が自分より低いと見たら，なりふり構わず，自信満々で難しそうな臆念を持ち出す。</p> <p>規則 12 自分の議論を「公平」だと無根拠に断言する。</p> <p>規則 13 自分の立場に沿って，都合のよい証を集める。</p> <p>規則 14 羊頭狗肉。</p> <p>規則 15 わけのわからない見せかけの自己批判によって，誠実さを演出する。</p> <p>規則 16 わけのわからない理屈を使って相手をケムに巻き，自分の主張を正当化する。</p> <p>規則 17 ああでもない，こうでもない，と自分がいろいろ知っていることを並べて，賢いところを見せる。</p> <p>規則 18 ああでもない，こうでもない，と引張っておいて，自分の言いたいところに突然落とす。</p> <p>規則 19 全体のバランスを常に考えて発言せよ。</p> <p>規則 20 「もし○○○であるとしたら，お詫びします」と言っておいて，謝罪したフリで切り抜ける。</p>	<p>規則 1 自分の信念ではなく，自分の立場に合わせた思考を採用する。</p> <p>規則 2 自分の立場の都合のよいように相手の話を解釈する。</p> <p>規則 3 都合の悪いことは無視し，都合のよいことだけ裏事をする。</p> <p>規則 4 都合のよいことがない場合には，関係のない話をしてお茶を濁す。</p> <p>規則 5 どんなにいい加減でつじつまの合わないことでも自信満々で話す。</p> <p>規則 6 自分の問題を隠すために，同種の問題を持つ人を，力いっぱい批判する。</p> <p>規則 7 その場で自分が立派な人だと思われたいことを言う。</p> <p>規則 8 自分を犠牲者と見なし，発言者を分類してレッテル貼りし，実体化して属性を勝手に設定し，解説する。</p> <p>規則 9 「誤解を恐れずに言えば」と言っておいて，嘘をつく。</p> <p>規則 10 スケープゴートを侮蔑することで，読者・聞き手を娯楽し，迎合的な態度を取らせる。</p>

図表1 東大話法規則一覧（甲A532・24～25頁）

これは、原子力行政や原子力事業者が原発訴訟で行っている反論にも共通する欺瞞的な論理・言語である。この中で、特に多用されるのは、

- | | |
|--------|--|
| 規則 2 | 自分の立場の都合のよいように相手の話を解釈する |
| 規則 3 | 都合の悪いことは無視し、都合のよいことだけ返事をする |
| 規則 5 | どんなにいい加減でつじつまの合わないことでも自信満々で話す |
| 規則 1 1 | 相手の知識が自分より低いと見たら、なりふり構わず、自信満々で難しそうな概念を持ち出す |
| 規則 1 3 | 自分の立場に沿って、都合のよい話を集める |
| 規則 1 4 | 羊頭狗肉（見かけと実質がともなわない） |
| 規則 1 6 | わけのわからない理屈を使って相手を煙に巻き、自分の主張を正当化する |

といったものである。

そして、訴外原燃を含む原子力事業者にとって、「自分の立場」とは、「原発は稼働しなければならない」という立場であり、この所与の前提から議論が成り立っているために、稼働にとって都合の悪い事実、すなわち、原発の危険を指摘する科学的知見は無視し、最低限、原規委から指摘されたことに対してだけは対応して、規制さえ潜り抜ければよい、という姿勢で貫かれている。そこには、安全を高めようなどという視点は微塵もない。前述した島崎元委員長代理の発言や、更田現委員長の発言がそのことを裏付けている。

そして、原子力行政も、黒川氏のいう「規制の虜」から抜け出せず、そのような原子力事業者の主張に抗しきれないばかりか、本件変更許可の審査がまさにそうであったように、稼働の手助けまでしている。その本質的な問題がある限り、次の福島第一原発事故は避けられない。

イ 島崎氏の「最低線を探ってくる」という発言から明らかなおとりに、原子力事業者は、「原発を稼働する」という立場を優先させ、安全対策にはできるだけお金をかけず、最低線で済ませて、あとはごまかせばそれでいい、という姿勢で原子力施設を稼働している。事故が起これば損害賠償義務は発生するかもしれないが、因果関係や損害の立証等が困難で損害額は小さく値切ることができるし、いざとなれば国が援助してくれる。また、事業者の損害賠償義務を有限責任にしようという議論までされているのである。こんな事業がほかにあるだろうか。

島崎氏や更田氏が指摘するように、最低線を探り、手段を選ばずに規制をくぐり抜けようとする際に事業者が用いるのが、「東大話法」のような欺瞞的な論理・言語なのである。

(2) 「東大話法」のような欺瞞的な論理・言語を見抜くべきこと

安富（2012）は、第4章において、『『役』と『立場』の日本社会』と題して、「東大話法」を見抜き、騙されないようにすべきこと、「東大話法」においては、立場主義が大きな役割を果たしていることを改めて整理している。そして、第5章において、「不条理から解き放たれるために」と題して、原発をめぐる不条理な信念について論じている。

安富氏は、原子力御用学者の「役」と「立場」について225頁から230頁で触れている。原子力業界では、原子力の「平和利用」の推進は、原子力基本法で定められた「国策」であり、彼らは、この「御公儀」の配分する「役」を担うことで、自らの立場を守っているという。それゆえ、彼らは原子力を主体的に推進するのではなく、自分が確保している立場に付随する「役」を果たしているだけであり、だからこそ無責任が生まれるということになる。

安富氏は、鈴木達治郎・原子力委員会委員長代理の「我々の仕事は原子力の推進であって、安全ではない」という発言を挙げているが（甲A532・

225頁), これは, 田中俊一・前原規委委員長の「新規制基準に適合したからといって安全とは言えない」という発言にも通じる。原規委は, 「役」として, 原発の安全を判断するのではなく, 規制に適合しているかどうかだけを判断すると言っているのである。新規制基準に適合したからといって, 原発の安全が確保されるわけではないことは, このようにひも解いてみるとよく理解できる。

裁判所は, 行政の判断にお墨付きを与えるという「役」を果たすのではなく, 自らの良心に従って, 原発, 再処理施設が安全かどうかを虚心坦懐に判断しなければならない。

4 原発に求められる安全の水準 - 社会としてのリスクの受忍可能性

ここからは, 原発に求められる安全の水準に関して, 原規委が裁判所を欺くための欺瞞的な言動を用いていることを述べる。

裁判所は, これまで, 原発に求められる安全とは, その内在するリスクを, 社会通念上無視し得る程度に小さく保つことであると考え, 「社会通念」を一つの指標としてきた。

福島第一原発事故後, 当然のことながら, 社会の原発に対する認識は大きく変化し, 事故後10年を経た現在でも, 世論調査等では原発の稼働に反対する声が6割近く存在し, その理由の多くは「原発が安全とは思えないから」というものである。同事故後, 2014(平成26)年5月21日の福井地裁における住民勝訴判決や2016(平成28)年3月9日の大津地裁における仮処分認容決定など, 事業者の主張に疑問を呈する司法判断が出たのも当然のことであった。

ところが, 原規委は, これらの司法判断を受けて, 「実用発電用原子炉に係る新規制基準の考え方について」という大部な文書(以下「新規制基準の考え方」という。)を発出して事業者を援護射撃した。

この中で、原規委は、「(原発に求められる) 安全性を具体的な水準として捉えようとするならば、原子力規制委員会が、時々最新の科学技術水準に従い、かつ、社会がどの程度の危険までを容認するかなどの事情をも見定めて、専門技術的裁量により選び取るほかなく、原子炉等規制法は、設置許可に係る審査につき原子力規制委員会に専門技術的裁量を付与するに当たり、この選択を委ねたものと解すべきである」と、自ら「安全の水準を決めるのは自分たちである」と言って憚らない(甲A533・8頁)。しかも、そこでは、自分たちこそが、社会がどの程度の危険までを容認するかなどの事情(「社会通念」を意識した表現であることは間違いない)を判断できるのだというのである。

この文書が発出されて以降、裁判所は、しばしばこの「新規制基準の考え方」を盲目的に信用した判断を繰り返してしまっている。

5 愛媛県専門部会における原規庁職員の発言

しかし、他方で、原規庁職員が、2015(平成27)年8月12日に開催された愛媛県の原子力安全専門部会において、原発の安全に関して、国民がどの程度のリスクまで受け入れられるかという観点では考えていないことを明確に発言している。

以下、この問題を指摘する科学技術社会論研究者の寿楽浩太教授(工学)の文献から、やや長くなるが引用する。

(福島第一原発事故以降) 20世紀流の技術決定論が再び頭をもたげ…(略)
…原子力をめぐる論争の中で再び支配的な言説となっていることを、筆者は大いに危惧している。

本来は福島原発事故の「教訓」が反映されるべき原子力安全や原子力防災をめぐる論争を、そのことの見本例として紹介しなければならない。その事例は、原子力安全はどのような指標で、どのような水準まで追及されるべきなのか、(いわゆる“*How safe is safe enough?*”)という問題に関する、規制当局の

ふるまいに関わる。

通念的な事故の背景要因の分析は、いわゆる「国会事故調」報告書の「規制の虜」論に代表されるように、組織文化や制度の「あるべき姿からの逸脱」論へと回収された。すなわち、科学的・専門的認識に虚心坦懐に基づいて、利害関係による干渉を受けることなく真摯に安全の取り組みを進めていけば、事故は十分避け得たとの見方である。この見地に立つと、問題の核心は、単にいわゆる「原子カムラ」の前近代性が社会的逆機能を発揮した結果（つまりは不正の結果）に過ぎない。対処策は当然ながら、不正に加担した組織や個人の責任追及などの倫理的な手立てによる正義の回復、あるいはそれを今後も担保する相互牽制型の制度の再構築、そして、「本来のあるべき姿」に即した技術的対処の実施ということになる。…（略）…

一見、これらはいずれも正しくみえる。しかし、STSの「市民参加論」が掲げてきた、「市民参加による科学技術に関する社会的意思決定の民主化」は、そこにはみえない。改めてテクノクラシーを徹底することが、問題解決の方途と目されている。

たとえば、再稼働の是非が議論されていた、ある原子力立地県が設置した有識者委員会において、原子力規制庁の職員が、原子力規制委員会が定める「安全目標」 - それはまさに、“How safe is safe enough?” の問いへの規制当局のスタンスを端的に示すものである - を説明し、委員との間で質疑が行われた。地震工学が専門のある委員は、「安全目標とは社会と規制当局の間のリスクコミュニケーションにおける重要な指標であり、民主的な手続きの核心なのではないか」という趣旨の質問を行っている。まさに、STSの「市民参加型」とも整合的な立論である。原子力リスクガバナンスの専門家である菅原慎悦らによると、この理解は本来、原子力分野の専門家にとっても正当な理解であるという（菅原・稲村 2015）。

しかし、規制庁職員の応答は異なる。安全目標は原子力規制庁自身が定める、

自身の規制上の目標であり、「ご質問にございました国民のリスク受け入れられるかどうかそういった観点については今回含まれているものではないと認識している（原文ママ）」というのだ（愛媛県 2015）。

当該の委員はなお反駁するが、規制庁の職員の答弁は変わらない。彼は、「安全目標に対する一般論で申し上げまして、原発を動かすことのリスクであつたりコストであつたり、そういうもの、再稼働に関するところについて我々が判断をするところではないという所でございます」とも述べている（同）。

実は、この職員は会議冒頭の説明の中で、「規制委員会は、独立した立場で、科学的・技術的見地から原子力発電所の規制に必要な基準を設定することが役割」と述べている。これは原子力規制委員会（原文ママ）が掲げる「活動原則」の文言にほぼ合致している。彼らはそれを、社会からのあらゆる関与を排除し、一切の比較衡量も行わないという趣旨に解釈しているようだ。

興味ぶかいのは、当該の職員は同時に、彼らが「リスクコミュニケーション」の充実に取り組んでいることを述べており、そこでは、「教育」「理解しやすい」「透明性」「説明責任」「情報提供」「ホームページ」「コールセンター」といった、「説明は幾らでもするが、市民の意思決定への関与は前提としない」姿勢を示すキーワードが並ぶことだ。

まさに、ウィン以来、STSが30年来にわたって批判し、それを乗り越える方策を提示してきたはずの、「欠如モデル」に基づく広報・啓発による問題解決が臆面もなく示される。そして彼の答弁は、福島原発事故からの教訓、「規制の虜」批判に対する、彼らなりの真摯な応答なのだ。市民参加型のプロセスは、利害関係の罨への再転落を危惧させるものなのである。彼らは、「原子力発電所の規制に必要な基準」は「科学的・技術的見地」のみから導出できると真剣に考えている。

（甲A534・160～162頁）

寿楽氏が引用する愛媛県（2015）の議事録についても、甲A第535号証として提出する。件のやり取りは、当該議事録の34頁以下あたりで見られる。

寿楽氏が指摘する愛媛県原子力安全専門部会における原規庁職員の発言は、明らかに、「新規制基準の考え方」と矛盾する。

愛媛県の専門部会では、原規庁は、開かれた安全の議論を拒絶し、社会通念を安全に反映させようという努力を行うことを拒否している。このような態度の組織に、「社会がどの程度の危険までを容認するか」という判断ができるはずがない。「新規制基準の考え方」は、原規委が、原発差止訴訟で追い詰められた事業者を助けるため、すなわち、推進の論理に影響されてはならないという衆議院環境委員会決議（甲D342）に違反してまで原発を推進するために作成した、欺瞞的文書にほかならない。もともと、原規委の委員には人文・社会学系のメンバーはおらず、社会としてのリスクの受忍可能性を判断する能力はなかった。そのうえ、原規委には、社会としてのリスクの受忍性を考える意思すら全くないことが判明したのである。「新規制基準の考え方」は羊頭狗肉であり（東大話法規則14）、裁判所を欺くために作成されたものというほかない。このような文書に欺かれて、裁判所として安全判断の責任を放棄することは、人権の「最後の砦」たる裁判所の職責に照らし、許されない。

福島第一原発事故の教訓を活かすはずの原子力行政が、その実、事故以前とまったく同様の技術決定論に立ち、民主的統制を排除しているという事実は、前述の高木（2000）における、東海村臨界事故の教訓と照らして考えると、非常に重要な意味を含んでいる。つまり、今回もまた、原子力行政は「反省したフリ」をしているだけである可能性がある。少なくとも、裁判所は、安易に原子力行政ないし原子力事業者の言い分を鵜呑みにしてはならない。行政庁の判断過程に過誤、欠落がないのか、裁判所に対して欺瞞的な主張をしているだけではないのかについて、慎重なうえにも慎重に判断する必要がある。

第5 保安院・原子力安全委員会の東大話法にまんまと騙された静岡地裁

1 耐震設計審査指針の見直し

裁判所が、規制側の「東大話法」を見抜けないとき、司法は重大な誤りを犯す。3. 1.1 前の数多い原発の稼働をめぐる司法判断の中で、最も罪深く、深刻な誤りを犯した判断は、2007（平成19）年9月26日の静岡地裁判決（この判決は司法の恥であるためか、判例集に掲載されていない。原子力資料情報室のHPに掲載されている³。）である。

兵庫県南部地震の衝撃の下で、耐震設計審査指針の見直しが始まったのは2001（平成13）年に遡る。この作業は難航を極め、最新の地震学の知見などを盛り込んだ新耐震設計審査指針が定められたのは2006（平成18）年9月となった（以下、2006（平成18）年に見直された耐震設計審査指針を「新指針」といい、これ以前のを「旧指針」という）。

2 2006（平成18）年3月24日志賀2号炉原告勝訴判決の内容

この新指針の策定作業の最中であった2006（平成18）年3月24日、金沢地裁の井戸謙一裁判長は、志賀2号炉の運転差し止めを認める判決を下した（判例時報1930号・25頁）。

この判決は旧指針によって原発の安全性が保障できず、新たな耐震設計審査指針の制定が必要であり、耐震設計が妥当であるといえるためには、直下地震の想定が妥当なものであること、活断層をもれなく把握していることと、耐震審査指針の採用する基準地震動の想定手法（いわゆる大崎の方法）が妥当性を有することが前提となるとした。

とりわけ、同判決は2005（平成17）年3月に発表された政府の地震調査委員会が、原発近傍の邑知瀉断層帯で一連の断層が一体として活動してM7.

³ 071026hAmAokAhAnketsu.pdf (cnic.jp)

6程度の地震が発生する可能性を指摘しているが、被告北陸電力はこれを考慮していないとの原告側の主張を全面的に認め、被告北陸電力の断層の把握は不備であるとした。そして、「被告が基準地震動S2を定めるに当たって考慮した地震の選定は相当でなく、基準地震動S2の最大速度振幅は、過小に過ぎるのではないかとの強い疑いを払拭できない。」とした(判時1930号・70頁)。

また、これまでの原発耐震設計上の方法である「松田式、金井式及び大崎スペクトル並びにこれらを総合した大崎の方法は、経験的手法として相当の通用性を有し、原子力発電所の耐震設計において大きな役割を果たしてきたといえることができるが、地震学による地震のメカニズムの解明は、これらの手法が開発された当時から大きく進展していて、これらの手法の持つ限界も明らかになってきており、他方、これらの手法による予測を大幅に超える地震動を生じさせた地震が現に発生したのであるから、現時点においてはその妥当性を首肯し難い。そうすると、これらの手法に従って原子力発電所の耐震設計をしたからといって、その原子力発電所の耐震安全性が確保されているとはいえないことになる。」(判時1930号・74頁)として、旧指針にもとづく安全審査では原発の耐震安全性は確保されないと判示した。

そして、「本件原子炉施設の耐震設計については、その手法である大崎の方法の妥当性自体に疑問がある上、その前提となる基準地震動S2の設計用模擬地震波を作成するについて考慮すべき地震の選定にも疑問が残るから、本件原子炉敷地に、被告が想定した基準地震動S1、S2を超える地震動を生じさせる地震が発生する具体的可能性があるというべきであり、これに6で検討した結果を併せ考えると、原告らは、本件原子炉が運転されることによって、本件原子炉周辺住民が許容限度を超える放射線を被ばくする具体的可能性があることを相当程度立証したというべきである。」としたのである。

そして、結論として、「本件原子炉の耐震設計は、平成11年3月に原子力安全委員会の安全審査に合格した。しかしながら、前記第2の2で述べたとおり、

上記安全審査を経たからといって直ちに本件原子炉の安全設計に欠けるところがないとは即断できないところ，証拠（乙31）によれば，本件原子炉の安全審査は，耐震設計審査指針にしたがってなされたものであり，平成12年10月6日の鳥取県西部地震，その後公表された地震調査委員会による邑知潟断層帯に対する評価や平成17年宮城県沖地震によって女川原子力発電所敷地で測定された最大加速度振幅等の情報が前提とされていないことが認められるから，本件原子炉の耐震設計が上記安全審査に合格しているからといって，本件原子炉の耐震設計に妥当性に欠けるところがないとは即断できない。」「以上の被告の主張，立証を総合すると，原告らの立証に対する被告の反証は成功していないといわざるを得ない。よって，本件原子炉が運転されることによって，周辺住民が許容限度を超える放射線を被ばくする具体的危険が存在することを推認すべきことになる。」（判時1930号・76～77頁）として原発の運転を差し止める原告勝訴判決を下したのである。

3 志賀2号判決の直後（2006年4月）に保安院による秘密指示がなされていたこと

志賀2号判決によって旧指針の不備を判決で指摘された国は，大急ぎで指針の改定論議を打ち切り，同年秋には指針の制定作業を完了させた。ところが，それまでの過程には次のような事実が隠されていた。

経済産業省原子力安全・保安院は，2006（平成18）年4月，原子力安全委員会に対し，旧指針に基づき建設された原発について，安全性に問題がないと表明するよう要求した（これは，2012（平成24）年5月17日に読売新聞の報道により発覚した）。

原子力安全・保安院名義の文書は『「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」改訂に向けて注意すべき点」と題するもので，このような北陸電力の敗訴による影響が全国の原発に広がることが問題とされていた時期にあたる20

06（平成18）年4月に原子力安全委員会に提出されたものである。文書は以下のURLで確認できる（甲A536）。

<http://www.mizuhoto.org/policy/2012/05/post-5.html>

東京新聞の2012（平成24）年5月18日付報道によれば、当時の訴訟担当課長が作り、上司には報告していなかったという（甲A558）。

同文書は、原子力安全委員会に対して、旧指針が原子炉等規制法の許可要件である「災害の防止上支障がない」という審査基準として不合理になったことを意味するものではないことを明示する必要があると要求したものである。そして、このような表明がないと、「現在の知見に照らせば、4号要件を満たしていないものであるとの批判が立地自治体やマスコミ等においても厳しくなり、これへの確たる反論ができない既設原子炉は、事実上運転停止を余儀なくされる」、国会でもこのような原発建設を認めた「行政庁・原子力安全委員会の見解・責任を厳しく追及されることは必定」などとし、原発訴訟では「特段の立証活動なしには到底敗訴を免れない」としている。この文書が国会対策と訴訟対策のために出されたものであることは明らかである。原子力安全委員会の有識者は「たびたび証人として出廷を強いられる事態」も発生しうるなどと、原子力安全委員会の委員を威迫し、対応を強要するような内容となっていた。

4 2006（平成18）年9月に耐震設計審査指針の改訂がなされたこと

(1) 新指針に基づく基準地震動S_s

その後、2006（平成18）年9月に、指針が改訂された（新指針）。新指針は、基準地震動S_sを「施設の耐震設計において基準とする地震動は、敷地周辺の地質・地質構造並びに地震活動性等の地震学及び地震工学的見地から施設の供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性があり、施設に大きな影響を与えるおそれがあると想定することが適切なものとして策定

しなければならない（以下、この地震動を「基準地震動 S_s 」という。）と定めた。

また、前記指針は、「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」の「断層モデルを用いた手法による地震動評価」については、基準地震動 S_s の策定過程に伴う不確かさ（ばらつき）を、策定に及ぼす影響が大きいと考えられる不確かさ（ばらつき）の要因及びその大きさの程度を十分踏まえつつ、適切な手法を用いて考慮することとしている。

(2) 基準地震動の定め方

新指針自体には、地震動の超過確率を安全審査において参照することとされたものの、指針においては、数値は明示されていない。しかし分科会の委員だった平野光将・伊部幸美・村松健の3人の連名で提案された提言（甲A537）によれば、

「発生頻度の評価において、震源や震源の不確かさの影響を考慮して、地震動（すなわち S_s ）の年超過確率を評価することとし、その目安としては 10^{-4} の乗／サイト程度とする。」とされている。また、浜岡原発訴訟において、証言した、強震動学の入倉証人は静岡地裁において、次のように証言している。

（問い）「ただ、先ほどお聞きしましたが、耐震指針検討分科会では、大体 10^{-4} の乗よりも小さいものを皆さんが考えておられるということですね。

（答え）「ええ、一般的には、そのとおりだと思いますね。はい、そうですね。」

（静岡地裁 入倉原告側尋問 184 項）

このように、1万年に1度程度の巨大地震を想定すべきことが新指針を策定した分科会委員のほぼ共通の理解となっていたことが明らかである。従っ

て、新指針が求める S_s としては、1万年に1度しか起こらないような地震による地震動を考えるべきである。

(3) 中部電力の想定した S_s は明らかな過小評価

しかし、現実に中部電力が安全審査において想定している東海地震は、100年ごとに必ずくり返して発生している日常的な東海地震、東南海地震にすぎず、このような1万年に1度しか発生しないような東海地震は想定されていなかったのである。原告は、中部電力が安全審査において想定している東海地震については、安全評価が継続中ではあったが、新指針の定める S_s を満たしていないものであると主張していた。

この論理を裁判所が認めることには何の障害もなかったはずである。この段階では、中部電力の想定した S_s で十分であるという国も判断もなかったのである。しかし、静岡地裁は、事業者側、規制側の「東大話法」にまんまとひっかけ、決定的な間違いを犯した。

5 指針改訂時の旧指針に基づく安全審査救済のための原子力安全委員会決定

原子力安全委員会が、同年9月19日に「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」（「新指針」）を決定した。原子力安全委員会は、同日付で、その後実施されることとなるバックチェックの法的な位置づけについて、『耐震設計審査指針』の改訂を機に実施を要望する既設の発電用原子炉施設等に関する耐震安全性の確認について」と題する委員会決定を行った（甲A538）。この文書こそが「東大話法」そのものであった。

原子力安全委員会は、この中で、

行政庁においては、原子炉設置者等の原子力事業者に対し、改訂された「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」等の内容に照らして、既設の原子力施設の耐震安全性の評価の実施に関する要請（具体的な確認方法の内容、確

認を完了する時期等を事業所毎に明示した実施計画書の作成を含む。)を行うとともに、実施計画書についてはとりまとめ次第速やかに、耐震安全性の具体的かつ詳細な評価結果については(その評価手法も含めて)その妥当性に関する確認を行ったうえで、当委員会に報告すること。

として、新指針に基づく各原発の安全性の確認を求めた。

ところが、同じ文書の中で、

今般改訂等がなされた「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」をはじめとする原子力施設の耐震安全性に関する記述を含む安全審査指針類については、今後の安全審査等に用いることを第一義的な目的としており、指針類の改訂等がなされたからといって、既設の原子力施設の耐震設計方針に関する安全審査のやり直しを必要とするものでもなければ、個別の原子炉施設の設置許可又は各種の事業許可等を無効とするものでもない。すなわち、上述の既設の原子力施設に関する耐震安全性の確認は、あくまでも法令に基づく規制行為の外側で、原子炉設置者等の原子力事業者が自主的に実施すべき活動として位置づけられるべきであるものの、当委員会としては、既設の原子力施設の耐震安全性の一層の向上に資する観点から、行政庁による対応について、その着実な実施を特に求めるものである。

との見解を示したのである。

新しい原発は現在の科学技術水準を定めた新指針にもとづく安全性が確認できなければ、設置許可されない。ところが、既設の原発について、新指針に基づく安全性が確保されなければ安全性は確認できず、その運転が認められないことは自明のはずである。ところが、原子力安全委員会は、結果として上記のような保安院からの脅しに屈し、自らの制定した新指針が既設の原子炉を拘束する規範であることを自ら否定してしまったのである。

6 中部電力による耐震バックチェック報告書の提出

中部電力は、原子力安全・保安院に対して、2007（平成19）年1月25日（浜岡4号機）及び同2月21日（3号機）に、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針の改訂に伴う耐震安全性評価報告書」を提出した。

これに対し原子力安全・保安院は、2007（平成19）年4月4日耐震・構造設計小委員会を開催し、4月10日構造WGを皮切りに3つのWGのもとでそれぞれ審議が開始された。

このなかで中部電力は、新たな基準地震動 S_s を策定しているが、これが新指針の規定を満たしているかどうか、裁判の最大の争点となった。

7 2007（平成19）年6月15日原審結審

静岡地裁の審理は、2007（平成19）年6月15日に結審されており、この時点までに地質・地盤WG、地震・津波WG、構造WGで各3回ずつ延べ9回のWGが開催されたが、これらの審議内容は原判決の基礎にはされていない。

8 2007（平成19）年7月16日新潟県中越沖地震の発生

(1) 地震時の3000箇所にあぶ共通原因故障の発生

原審結審後の2007（平成19）年7月16日に、新潟県中越沖地震（「中越沖地震」）が発生した。

中越沖地震では、柏崎・刈羽原発において設置許可処分の想定（ $S_1 \cdot 300$ ガル、 $S_2 \cdot 450$ ガル）の約4倍（1号機解放基盤面で1699ガル・ S_2 の約4倍）の地震動が観測された。中越沖地震は $M6.8$ と地震規模はそれほど大きくなく、震源深さ17kmとそれほど浅い地震でもないのに、旧指針の限界地震の想定を約4倍も超える地震動が発生した。

そして、これによって、原発の本格的な被害が発生した。柏崎・刈羽原発5号機においては、燃料集合体の一つが燃料支持金具から外れていた。また、柏崎刈羽原発7号機の点検作業中に制御棒205本のうちの1本が引き抜けなくなる異常が見つかった。東京電力は、「地震の影響が何らかの形で発生したと思う」と説明している。同6号機でも、制御棒2本が一時引き抜けなくなった。引き抜けなかった制御棒については、詳細な点検が行われたが原因は明らかになっていない。同5号機では、炉内の水を循環させるために、原子炉圧力容器内の壁に沿って20本設置されているジェットポンプの振動を抑えるためのくさび形金具が、水平方向に4cmずれているのが見つかった。これら原子炉の安全上重要な機器を含め、この地震の結果、柏崎・刈羽原発は約3000箇所故障が生じた。

その結果、柏崎・刈羽原発では基準地震動が2280ガルに引き上げられた。

このように、中越沖地震こそが福島で起きたことの序曲であり、これに的確に対応していれば、福島の悲劇を未然に防ぐことができた可能性がある。

(2) なぜ、原告らは弁論再開申立を取り下げたか

この地震の発生は浜岡原発訴訟の地裁結審の後に発生したので、原告側は、新たな証拠の提出のため弁論の再開を申し立てた。裁判所は「もちろん再開の理由はあると考えるが、再開した場合、自分たちの任期のうちに判決を言い渡すことは難しい、中越沖地震については公知の事実として取り上げることも可能だ」と述べて、弁論再開の申し立てを取り下げるように私たちに促した。

私たちは、このような裁判長の姿勢に感ずるところがあり、弁論再開の申し立てを取り下げた。したがって、本件の原審は、前述したとおり、2007（平成19）年6月15日に結審されており、中越沖地震は、原審判決の

基礎となっていない。

9 事業者や規制側の繰り出す「東大話法」に欺かれた2007（平成19）年 10月26日静岡地裁判決

(1) 東海地震の強震動に浜岡原発は耐えられるか

浜岡原発運転差止訴訟の大きな争点は3つあった。

1つ目は、中部電力が想定している「想定東海地震」が、浜岡原発に最大の地震動をもたらす地震として正確に想定できているかどうかという点である。

2つ目は、想定を超える地震の際に、安全設計で想定されている以上の複数の機器の同時故障という事態が起こりうるかという点である。

3点目は、国の新指針に基づくバックチェックにおいて結論が出ていないことをどう評価するかであった。

静岡地裁判決には、実は安全審査時に想定された限界地震動より大きな地震動発生の可能性を肯定している記述がある。この裁判の最大の争点について、裁判所は原告の主張を、一部認める判断を下しているのである。

すなわち、判決は、浜岡原発直下ないし近傍におけるアスペリティの有無や想定震源域のプレート境界面の深さ（震源断層面の深さ）については、地震学上争いがあるところであり、我々が知りうる歴史上の事象は限られており、安政東海地震又は宝永東海地震が歴史上の南海トラフ沿いのプレート境界型地震の中で最大の地震ではない可能性を全く否定することまではできない。地震について我々が知りうることは限られており、想定東海地震を超える地震動が発生するリスクは依然として存在する、としているのである。

そして、伊方最高裁判決や女川原発訴訟控訴審判決などに示された立証責任論によれば、このような可能性がないことを被告である中部電力が主張立証しなければならなかったはずである。

しかし、判決は「しかし、このような抽象的な可能性の域を出ない巨大地震を国の施策上むやみに考慮することは避けなければならない」(想定を超える地震動は)「科学的根拠を持って地震動の発生及びその規模等を想定できるものではないので、なおリスクとしての範囲に止まるものと言わざるを得ず、これに対しては、これまで認定した本件原子炉施設に関する基準地震動の設定その他における安全余裕によって対処できるものと判断される。」というのである。このリスクが安全余裕によって対処できるなどということは、的確な立証もなされておらず、根拠のない判断であった。

(2) 超東海地震の発生を基準地震動として想定すべきであった

さらに、原告側は、地裁結審の段階で既に次のような巨大地震の発生の可能性を指摘していた。

S s の制定趣旨からすれば、浜岡原発に対しては、上記した大きなマグニチュードの東海地震や地殻変動量の大きな東海地震、さらには連動型の地震から想定できる最大級の地震動をS s とすべきであった。また、津波の想定に当たっても、このような地震と津波地震の複合した地震を前提とすべきである。

浜岡では、通常の東海地震はいわば「日常」的な地震なのであり、約1000年から1500年に一度発生している地殻変動量の大きな東海地震や、連動型でマグニチュードのより大きなM9クラスの地震はまれではあるが発生する可能性がある地震であったといえる。このような東海地震は約1000年に1度くらい発生するものであるとすれば、年超過確率は10のマイナス3乗程度で、S s として考慮の対象と想定されているマイナス4～5乗よりもずっと大きいのであり、これをS s として考慮することは当然のことであると主張した。

しかし、判決は、通常の東海地震を超える超東海地震の発生の可能性につ

いて、原告らの主張は科学的根拠を欠いているとしている。3. 11後、原子力規制委員会が策定した「津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド」では、マグニチュード9.6に達する南海トラフの巨大地震を想定しなければならないこととされた。原判決の誤りは明確となったといえる。

(3) 地震時の共通原因故障の否定―班目春樹・原子力安全委員長の証言

次の争点は、地震の時に原発でどのようなことが起きるかである。

浜岡原発訴訟で、原告側は、地震が起きるときに大きく言って3つ、重大な危険をもたらすケースがあり得ると主張してきた。

第1は、制御棒の挿入に失敗して原子炉の運転が停止できないという可能性があるということである。沸騰水型の原発は制御棒を下から上に水圧で上げなければならない。大きな地震動によって制御棒が入らないということがあり得る。今回福島では幸いにして原子炉の運転は停止できた。しかし、これは地震の震源と原発が遠く、地震動が減衰したこと、特に縦揺れがきてしばらく経ってから横揺れがきたこと、が幸いしたものである。

浜岡の場合は、震源は直下で深さは1.5km(これよりも浅い可能性もある)とされており、極めて浅い。この場合、強い縦揺れと横揺れがほぼ同時に襲って停止に失敗する可能性も十分あり得ると見なければならない。

第2は、地震時に、耐震設計上のウィーク・ポイントになっている配管などが破断してしまう危険性があるということである。今回、福島第一原発1号機については、津波到達以前に配管が破断していた可能性が指摘されている。

第3は、まさしく今回起きたことそのものである。大規模な地震だったら停電が起き、それが長時間回復しない可能性がある。そして、地震によって複数ある非常用電源が同時に壊れる可能性がある。電力会社も国も、非常用電源は複数あるから大丈夫だと言っていた。普通の故障では同時故障は起こ

りにくいだろうが、地震の場合は同時に壊れる可能性が十分にあったのに、このような指摘は認められなかった。

非常用電源の耐震設計のレベルは低い。原発の耐震設計は、A s , A , B , C と四段階に分かれているが、非常用電源に関しては冷却機能を維持するため、A s クラスに指定するべきであるが、実態は耐震サポートなども存在せず、地震時には簡単に壊れる構造であった。今回福島でも非常用電源はタービン建屋の地下にあり、水没した。このような非常用電源が事故の時にも間違いなく立ち上がるとされ、地震に津波に対して、対応がされていなかったことが福島の被害を大きくした最大の要因である。

福島第一原発事故時に原子力安全委員長を勤めていた班目春樹氏は2007（平成19）年2月中部電力側証人として出廷した。浜岡原発訴訟に中部電力側証人として出廷した際の班目証人（東芝出身、東大原子力工学科、旧通商産業省、経済産業省技術顧問、委員を歴任）は次のとおり証言をした。

問 「非常用ディーゼル発電機二台が同時に動かないという事態は想定しないんですね」

答 「想定しておりません。それは一つの割り切りであると」

問 「割り切りというのはどういうことでしょうか」

答 「非常用ディーゼルが二台動かなくても通常運転中だったら何も起きません。ですから非常用ディーゼルが二台同時に壊れているいろいろな問題が起こるためにはそのほかにも、あれも起こる、これも起こると仮定の上は何個も重ねて初めて大事故に至るわけです。だからそういうときに非常用ディーゼル二個の破断も考えましょう、こう考えましょうと言っていると設計ができなくなっちゃうんですよ。つまり、何でもかんでも、これも可能性ちょっとある、これはちょっと可能性がある、そういうものを全部組み合わせていったら物なんて絶対作れません。だからどこかで割り切るんです」

原子力安全の責任者とされる者が、このような感覚で、非常に潜在的危険が高い原発の安全を考えていたから、福島事故は防げなかったのである。

大地震が起きて停電することはあり得る。それが数日というような長い期間になることもありうるだろう。複数あるとされる非常用電源も機器の仕組みが同じであれば、大きな地震で一つが壊れれば同じ理由で使えなくなるということは当然考えておかなければならない。何か別の電気の確保手段を考えておかなければならなかったのである。

津波対策を考えれば、非常用電源をもっと高い所に置いておく対策はすぐに思いついたはずだ。

こういう指摘を受けた時に、「確かにそうですね。東海地震が切迫している中で、大きな地震が襲ったときは大変です。そこはしっかりと対策を考えましょう」というのが安全サイドの物の考え方だったといえるだろう。班目原子力安全委員長も、中電・東電などの電力会社はそれができない人々であった。そして、原子力安全・保安院にも、電力会社にも、原発メーカーにも、この危険を指摘した者は、誰もいなかったのである。

もちろん、ここでいう「割り切り」は、準備書面（183）で述べるように、科学の不定性を踏まえれば、「どこかで割り切らざるを得ない」という意味においては正しいが、問題なのは、「原発を作ることが前提」の割り切りをしている（原発による経済的利益を人命よりも優先し、求められる安全の水準を切り下げた）点である。深刻な災害が万が一にも起こらないように設計することが不可能なのであれば、設置・運転をすべきではない。少なくとも、2012（平成24）年の炉規法改正によって、1条の目的規定から、「原発の計画的な利用」という文言が削除され、推進の論理に影響されてはならないことが確認された現行法下では、稼働を前提に安全を切り下げることは許されず、「安全なくして稼働なし」が法の要請である。

班目氏の証言は、「どんなにいい加減でつじつまの合わないことでも自信

満々で話す」(東大話法規則5)や、「相手の知識が自分より低いと見たら、なりふり構わず、自信満々で難しそうな概念を持ち出して煙に巻く」(東大話法規則11)に該当する。

東日本大震災直後の2011(平成23)年3月22日に参議院の予算委員会で社民党の福島瑞穂党首からこの裁判での証言について問われ、班目氏は「割り切り方が正しくなかった」「原子力を推進してきた者の一人として、個人的に謝罪するつもりはある」と答弁した。謝罪したことは評価することができるが、あまりにも遅すぎた謝罪であった。

(4) 班目証言を追認した静岡地裁判決

このように、地震の際には、これを共通原因として多数の故障が同時に発生することが常識的に予測されるが、このような事態は実際の安全審査では想定されていなかった。判決は、地震発生による共通原因故障を想定する必要があるのか、ないのかについて、次のように判示をしている。

判決は、原発は安全評価審査指針に基づく安全評価とは別に耐震設計審査指針等の基準を満たすことが要請され、耐震基準を満たしていれば安全上重要な設備が同時に複数故障するということはおよそ考えられない。安全評価の過程で地震発生を共通原因とした故障の仮定をする必要は認められない、単一故障の仮定をすれば十分である、原告らが主張するようなシュラウドの分離、複数の再循環配管破断の同時発生、複数の主蒸気管の同時破断、停電時非常用ディーゼル発電機の2台同時起動失敗等の複数同時故障を想定する必要はないと判示している。

他方で、判決は、もっとも原告らにおいて、地震動等によって複数箇所で不具合事象が発生することが合理的に想定でき、その場合に、安全設計審査指針が定める地震その他の自然現象に対する設計上の考慮と安全評価審査指針が規定する単一故障の仮定による安全評価によっては不十分であり、それ

によっては原子炉施設の安全性が確保されないことを合理的に推認できることを主張立証した場合には、被告の行っている単一故障の仮定は妥当でないと評価されるので、本件原子炉施設の耐震安全性は確保されないと判断されることになるというのである。このようなことを立証できれば原告の勝訴だということである。

しかし、判決は2000（平成12）年7月21日の地震時に福島第一原発6号機クロスアラウンド管逃がし弁付属小口径配管が破損した事象や、福島第一原発1，3，5号機と女川原発1号機で地震動に伴って中性子束が急激に増大した事象、福島第一原発1，2，4号機の機器が地震時に変形した事象などについて、いずれも安全上重要なものでないとして切り捨てている。

しかし、判決はあえて無視しているが、判決直前に起きた中越沖地震によって約3000箇所もの同時故障が生じており、その一部は原子炉の炉内の安全上重要な機器に関する故障であったことは、前述したとおりである。たとえば復水器の真空度を維持するための蒸気式空気抽出系に用いる4台の所内ボイラーのうち、地震で停止したものをふくめて3台が使用不能となり、運転中の3，4号機の停止に必要な蒸気を供給できないという事態が発生した。このような中越沖地震後の実情をあえて無視したこの点の判断の誤りは、福島第一原発で今回発生した事態に照らせば、あまりにも重大な誤りであったといわざるをえない。

(5) 国の基準適合判断抜きに安全性を認めた静岡地裁判決の誤り

静岡地裁判決は、新指針の位置づけについて次のように述べている（かっこ内と傍点は代理人による）。

「改訂指針（新指針）は、地震学上の新たな知見を踏まえ、さらなる耐震安全性の向上の見地から改訂指針の基準地震動 S_s での耐震安全性の確認を求めたものであって、旧指針を原子炉施設の安全上不適切、不合理なものとして

排斥しているわけではないから、旧指針に基づいて従前行われてきた安全評価を否定するものではないことはもちろん、策定された基準地震動 S_s を用いた耐震安全性の確認がされていないことをもって直ちに耐震安全性が確保されていないと結論づけるものでもない認められる。」

この文言は、前述した原子力安全委員会見解のほとんど引き写しである。保安院の訴訟対策のための指示に従って出された前記の考え方(甲A536)に盲従し、まさに、バックチェックによる安全判断がなくとも、既設原発については、設置許可そのものによって安全性は確認されているという、全く根拠のない言明を鵜呑みにした判決だったといえる。まさしく、東大話法に司法が欺かれた瞬間であったといえる。

第6 結論

原告が、この準備書面に込めた思いは、ひとことで言い表せば、「裁判所は欺瞞の言葉を見抜く理性を研ぎ澄ませよ。」ということに尽きる。

原告らは、裁判所に対して、被告国（保安院・原子力安全委員会・原子力規制委員会）が、くりかえし繰り返してくる、このような欺瞞的な「東大話法」に欺かれることなく、原子力施設に必要とされる安全を備えていることを被告が立証できているかどうかを、独立した立場で、客観的な証拠に基づいて、そして良心と欺瞞を見破る聡明さをもって判断されるように切に求めるものである。裁判所が判断を誤れば、原告らをはじめとする周辺住民の生命・健康や平穏な生活が脅かされる事態になりかねないということを絶対に忘れてはならない。

以上